

三位一体改革に向けての提言

わが国は、その厳しい自然条件と土砂災害危険箇所によくの人が居住するという社会条件から、年間900件をこえる悲惨な土砂災害が発生しており、多くの尊い人命が失われている。国・都道府県・市町村が力を合わせ土砂災害対策を実施しているが、危険箇所も多く、計画的かつ着実な対策が必要である。

平成16年度は公共事業関係の補助金が大幅に削減されたが、公共事業関係の財源はそのほとんどが建設国債に依存していることから、地方への財源移譲につながらず、さらに地方単独費も激減した状況となり、結果として地域にとって必要な公共事業が遅れるという憂慮すべき問題が生じてきている。

三位一体改革については、全体像を年内に決定する旨が「基本方針2004」に示され、閣議決定された。今後地方六団体においては国庫補助負担金改革について具体案を取りまとめることとなっているが、取りまとめにおいては上述した実情を御理解の上、下記の点の実現を強く要望するものである。

記

1. 砂防関係事業費は、既に景気対策を行った以前の水準を割り込んでおり、各地で土砂災害の危険性のある箇所が放置されている状況である。平成17年度砂防関係事業においては地方の自主性・裁量性を高めるとともに、補助金を削減することなく所要規模を確保すること。
1. 土砂災害発生時に機動的な事業費配分が可能な国庫補助金制度は、安全・安心な地域を創るためには不可欠である。砂防関係事業に関する国庫補助負担金制度の堅持を図ること。

平成16年 7 月 7 日

社団法人 全国治水砂防協会
会 長 綿 貫 民 輔

